○国土交通省告示第七百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

草住川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市京太郎町

四九番　一号

四八番　二号及び三号

二二番　四号

三番　五号

三三番　六号

三五番　七号

三八番　八号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県長崎市京太郎町

一番から六番まで

一六番から一八番まで

二〇番から三二番まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

崎ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県諫早市多良見町元釜

字狸山　四一七番三　一号

四一七番一　二号及び三号

四一八番一　四号

四二四番四　五号

四一八番一三　六号

四二九番一〇　七号

四三八番三　八号

四三五番四　九号及び十号

四三五番六　十一号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県諫早市多良見町元釜

字狸山　四一八番二

四一八番一三

四一八番一五

四二四番五

四二六番三から四二六番五まで

四二九番二から四二九番七まで

四二九番九及び四二九番一〇

字彦九郎　四三九番一から四三九番三まで

四四〇番一及び四四〇番二

四四一番

四四二番一から四四二番三まで

四四三番一から四四三番三まで

四四五番二

四四六番三

四四七番四

四五六番二

四五七番二

四六一番一及び四六一番二

四六六番二

四六八番三

四八〇番二

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県諫早市多良見町元釜

字中ノ谷　八〇番　一号

七八番一　二号

七五番二一　四号

七五番八　五号

字下ノ谷　五〇番　三号

三五番六　六号

三五番七　七号

三五番一　八号

四八番　九号

一九番一　十号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県諫早市多良見町元釜

字下ノ谷　三五番六から三五番九まで

四六番二及び四六番三

六〇番一及び六〇番二

六一番

六二番一から六二番三まで

六三番

六六番

六七番一から六七番四まで

六八番一及び六八番二

六九番

七〇番一から七〇番三まで

七三番二及び七三番三

字中ノ谷　七五番四から七五番九まで

七五番一二から七五番二一まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸尾川②

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県西海市西海町黒口郷

字村　一四七番一　一号及び七号

一四四七番　六号

字ハチ川　一三九三番一　二号

一三八六番四　五号

字ニキノボフ　一三七二番三　三号及び四号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県西海市西海町黒口郷

字ニキノボフ

一三〇三番一

一三〇三番三から一三〇三番五まで

一三〇六番及び一三〇六番一

一三〇七番一及び一三〇七番二

一三〇八番一及び一三〇八番二

一三〇九番一から一三〇九番四まで

一三一〇番一及び一三一〇番二

一三一一番一三番四まで

一三一二番一から一三一二番四まで

一三一三番一

一三一三番二

一三一三番一及び一三一三番二

一三一三番四

一三一四番一及び一三一四番二

一三一五番一及び一三一五番二

一三一六番

一三一八番一及び一三一八番二

一三二〇番一及び一三二〇番二

一三二一番一から一三二一番三まで

一三二二番一

一三三三番及び一三三四番

一三三五番一及び一三三五番二

一三七一番一

一三七一番四から一三七一番八まで

一三七一番一〇

一三七二番一から一三七二番三まで

一三七三番

一三八六番四

一三八七番一

一三八八番

一四〇〇番一及び一四〇〇番二

一四〇〇番六

一四〇一番一及び一四〇一番二

一四〇二番一

一四〇二番三

一四〇三番一

一四〇四番一及び一四〇四番二

一四〇五番

字ハチ川